国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩手山麓地区他用地測量業務

業務説明書

- 1 手続開始公示日 令和7年5月14日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹
- 3 担当部局

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官 電話 019-613-2534

4 業務概要

(1)業務の目的

本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業において、国営岩手山麓地区第二渋民主幹線用水路及び国営須川地区第1号幹線用水路の権利保全対策のため、用地測量及び路線測量(第二渋民主幹線用水路のみ)を実施し、用地補償業務の円滑な推進を図るものである。

- (2)業務内容
 - ア 実施場所 岩手県盛岡市渋民字長渡地内他
 - イ 調査区分及び調査区域
 - (ア) 国営岩手山麓地区第二渋民主幹線用水路 A=1.575 ha
 - ア) 地域区分:森林
 - イ) 地形区分:丘陵地
 - (イ) 国営須川地区第1号幹線用水路

A = 0.051 ha

- ア) 地域区分:森林
- イ 作業内容 特別仕様書第11条のとおり
- ウ 貸与資料 特別仕様書第10条のとおり
- (3)業務の詳細

別冊、業務請負契約書(例)、特別仕様書のとおり

- (4) 履行期限 令和7年11月25日
- (5) 入札契約方式 簡易公募型競争入札 (最低価格落札方式)
- (6) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する 品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号 (経)東北農政局長通知)に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (10) 本業務は参加表明時に「参加表明書総括表」を提出する試行対象業務である。
- 5 競争参加資格及び選定基準
- (1) 入札参加者に要求される資格要件
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級又はB等級」で「測量・補償コンサルタント」の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記6により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、落札決定時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない こと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局が 別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要す る。

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第 1314号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団 員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等 からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の 者でないこと。
- キ 東北農政局管内に本社(店)を有していること。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに 該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を 取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。 以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねてい

る場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により執行しない こととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条 第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合。 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記イの照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

イ 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

(ア) 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土 地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務 に10年以上従事した者

(イ) 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土 地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、用地・補償における用地測量である。(AGRIS業務分類:用地・補償(大分類)用地測量(中分類))

- (5) 参加表明者の選定基準(別添1参加表明者選定基準参照)
 - ア (1) に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添1に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者として選定しない。
 - イ 予定照査技術者の資格が(3)のイに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選定しない。

ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- 競争参加資格の認定
- 当該業務部門の技術者の存在
- ・ 過去10年間(前年度までの過去の10年間。以下、同じ。)の1件当たり1.5百万円以上 の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・ 当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による 契約不適合の有無
- 過去3年間の管内における地域貢献活動への支援
- 過去3年間の災害活動実績
- 過去3年間の表彰実績
- 再委託の内容及び分担業務の構成員
- ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

工 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- 技術者資格及びその専門分野の内容
- 過去10年間(前年度までの過去の10年間。以下、同じ。)の1件当たり1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・ 1件当たり1.5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約 総額
- オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から10 位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は、10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての 者を選定する。

6 参加表明書の作成、提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書(別添3)を提出しなければならない。

5の(1)のウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までに当該資格の認定を受け、かつ指名されていなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

ア 提出期間

別表1の①に示す期間

イ 提出先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官 電話 019-613-2534

ウ 提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総 括表(別添2)に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5(2)に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添4に記載し申告すること。

なお、別添4により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該 業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとす

る。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。 ただし、参加表明書総括表 (別添2) はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。 (電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮 (1zh形式等) して、1つのファイルで提出すること。)

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添3の様式1及び別添2のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出(提出期限内必着)すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること(提出期限内必着)。併せて、参加表明書総括表(別添 2)(ファイル形式「Microsoft Excel」)をCD-Rに収めて提出場所へ提出すること。

なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

工 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1の②に示す日までに書面にて通知する。

- カ 記載上の留意事項
- (ア)企業の有資格者登録(別添3の様式2に記載すること)

企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数(別添3の様式3に記載すること)

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門(選択科目等)ごとに人数を記載する。

(ウ)企業の過去10年間の当該業務部門実績(別添3の様式4に記載すること)

契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点を記載する。

(エ) 重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無(別添3の様式5に記載する こと。)

当該年度を含めた過去3年間の業務の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等 による契約不適合の有無を記載する。

- (オ)企業の地域貢献活動への支援(別添3の様式6に記載すること)
 - ・ 表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の 表彰実績を記載する。
 - ・ 地域活動に対する取組み状況には、過去3年間の活動実績内容を記載する。
 - ・ 管内での過去3年間に企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体 (広域活動組織又は活動組織)の構成員等となり行う継続的な支援実績について、広域 活動組織又は活動組織名と活動年度を記載する。その組織が行う活動計画において保全 管理する区域が地域振興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限 る。
- (カ)企業の災害対応活動の実績(別添3の様式7に記載すること。)
 - ・ 過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づ かない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。
- (キ)企業の表彰実績(別添3の様式8に記載すること。)
 - ・ 表彰には、過去3年間に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長(全国(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で評価された業務が対象)、地方農政局長表彰、事業(務)所長表彰(当該地方農政局管内で評価された業務が対象)、農業農村工学会(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞)を記載する。
- (ク) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(別添3の様式9 に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。 なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。 対象となる認定は以下の通り。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性の 職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の 規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、 労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業 主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常 時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ・ 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- (ケ)事業実施体制(別添3の様式10に記載すること。)
 - ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技 術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理 由(企業の技術的特徴等)等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、併せて記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

- (コ)予定管理技術者の経歴(別添3の様式11に記載すること)
 - 予定管理技術者について、経歴等を記載する。
 - 契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者として の業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等 監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験 をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況を記載する。
- ・ 手持ち業務は、本業務の公示開始日(令和7年5月14日)現在において履行中の管理 技術者としての契約額1.5百万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。) を記載する(別添3の様式10に記載すること)。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日(令和7年5月14日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

(サ)・予定照査技術者について経歴等を記載する(別添3の様式12に記載すること)。

キ 参加表明書総括表(別添2)

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

(2) その他留意事項

- ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書は返却しない。
- ウ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。 ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、東北農政局工

事請負契約指名停止等措置要領 (平成15年9月1日付け15北総第528号(経)東北農政局長通知) に基づく指名停止を行うことがある。

7 非指名理由の説明等

- (1) 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名(入札参加者として選定) しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」とい う。)を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い 書面(様式自由)により説明を求めることができる。
 - ア 受付期間
 - (1) の通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時。
 - イ 受付場所
 - 3に同じ。
 - ウ 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (3) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、(2)のの受付期間の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 8 業務説明書に関する質問の受付及び回答
- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書(別添5)により提出すること。なお、文書に は回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。
 - ア 受付期間

別表1の③に示す期間

- イ 受付場所
 - 3に同じ。
- ウ 提出方法

別添 5 (ファイル形式「Microsoft Word」)に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail: thn-shitsumon-kita@maff.go.jp

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行うほか、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間

別表1の④に示す期間

イ 閲覧場所

3に同じ。

- 9 入札及び開札
- (1)入札の日時
 - ア 電子入札方式による入札の送信期限
 - (ア)入札の送信期限

別表1の⑤に示す日時

- (イ)システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入 札金額の送信を行うこと。
- イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先
 - (ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時に6の(1)のイの場所に持参し、入札する。

- ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合
- (ア)入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時までに6の(1)のイの場所に必着。

(2) 入札方法等

- ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファクシミリ等による入札は認めない。
- イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものと するが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更す ることができる。
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合が ある。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を 加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書 に記載すること。
- オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及 び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

(東北農政局ホームページ: https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html

(3) 開札の日時

別表1の⑦に示す日時

(4) 開札の場所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所会議室

(5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(6)入札の無効

手続き開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の 記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に 関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落 札決定を取り消す。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札者が2者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札(電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期)のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10 低入札業務における品質確保対策の試行について

(1) 品質確保対策

次に示す割合を予定価格に乗じて得た価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

- ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係 がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。
- イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況(写真撮影を含む) について、その都度監督職員へ報告するものとする。
- ウ 本業務の屋外で行う測量(又は調査)の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
- エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

才 割合

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A から D (測量の場合は、A から C) までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	В	С	D
測量	直接測量費	測量調査費の	諸経費の額に10	_
	の額	額	分の5を乗じて	
			得た額	

(2) 品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点

イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

11 貸与資料の閲覧

特別仕様書第10条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1の⑧に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

12 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の測量・調査方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

13 その他

(1) 契約書作成の要否

要。(別冊「業務請負契約書(例)」により作成する。)

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店)

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。
- (6) 手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(7) 競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」を熟読 し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

(8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律における保証契約を締結した場合は、前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

(9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。 この場合、中止に関する公示及び入札参加者に対して通知を行う。 なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

- イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更 承諾願(別添6)を提出しなければならない。
- ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合 がある。

(12) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) (不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1		
①	参加表明書の提出期間	令和7年5月15日から令和7年5月28日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については午前11時30分までとする。
2	選定結果の通知時期	令和7年6月10日を予定
3	質問受付期間	令和7年5月15日から令和7年6月17日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9時00分から午後5時00分まで
4	質問回答閲覧期間	令和7年5月15日から令和7年6月20日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで
(5)		令和7年6月19日から令和7年6月26日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については、午前10時00分までとする。
6	紙入札方式により郵送又 は特定信書便で提出する 場合の入札書受領期間	令和7年6月19日から令和7年6月25日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については、午後4時00分までとする。
7	開札の日時	令和7年6月26日午前11時00分
8	貸与資料の閲覧期間	令和7年5月15日から令和7年5月28日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までただし、最終日については、午前11時30分までとする。

に規定する行政機関の休日をいう。

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札(価格競争方式)】

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩手山麓地区他用地測量業務

対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点		評価点	<u>評価</u> B	評価点	С	備考
 〔評価	j⟩	1		一只	<u> </u>	一只	I.	一只		
	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	T -	_	1	資格登録されている		資格登録されていない	
								しない		
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を 有する技術者が2名以上であり、土地改良補償 業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有す る技術者との合計が6名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を 有する技術者が1名以上であり、土地改良補償 業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有す る技術者との合計が2名以上存在	選しい	A、Bに該当しない	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理名資格がある場合は、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事者、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事務経験年数とする。なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事場合は、1年と見なす。・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を7つ、土地改良補償業務管理者の両資格保持者は、土地で良補償士と土地改良補償業務管理者の両資格保持者は、土地で資格で計上する。
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務実績(国営以外の農業農村整備事業を含む)		当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が1~4件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に 務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。 なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務
			過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務の平均成績 (国営の農業農村整備事業の み)	4 2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の 上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の 下位 1 / 2 グループ	0	当該業務部門 の業務実績がない	・参加表別部プラセス (不知能の単一人で大学) ・参加表別者のうち、C評価以外のものを対象に上位 (下位) を決めとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間、下位グループとする。 (ただし、中間の者が直上位の平均成績と同た場合は、上位グループとする。) ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」であ
			納品後における重大な測量又は 調査ミスの発覚等による契約不 適合の有無		-	1	右に該当しない	-2	発覚等により、測量又は調	・重大な測量又は調査ミスとは、管内国営事業(務)所が発注するいて、当該年度より過去3か年度に用地調査等業務で境界紛争、調により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう。
		地域への貢献	過去3年間(前年度まで)の管内における地域貢献活動への支援		「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表 彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績有り	0	地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない	企業として活動組織の構成員となる、もしくは活動組織と協定を締動組織から活動実績の証明を受けている場合に評価する。 広域活動組織又は活動組織の行う活動計画において保全管理する区 振興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。
			過去3年間(前年度まで)の管内における地域貢献活動への支援(多面的機能支払交付金域等5事実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員等として行う継続的な支援実績がある場合)		5 組織以上	2	3~4組織	1	1~2組織	※地域振興8法:特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、 興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法 広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織 ず、活動組織を評価する。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合に は、継続的な支援実績の対象期間から当該年度を除くことができる し、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去 と読み替えることができるものとする。
			過去3年間(前年度まで)における災害活動実績の有無	3 1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある	0.5	災害協定に基づかない活動実績がある	0	災害協定等に基づく活動実 績(過去3年間)がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害すづく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体からの要請を受け、国から団体等に対して行った頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績(罰活動を含む)をいう。 活動を含む)をいう。 活動を含む)をいう。
			※地域への音献は合計占を証価	 	し、合計点が4点以上となった場合は最大4点と	 .で誕	 			
		業 致劫 仁						I A E	要数字部中结 / 市器 / 数 \	
		未窃執仃能刀	適去3年间(削年度まで)の表彰実績の有無	2	業務表彰実績(農林水産大臣表彰、農村振興局 長表彰、農政局長表彰)がある		未勿衣彩夫頼(辰以向氏衣彩)かめる	0.5	業務表彰実績(事業(務) 所長表彰)がある	企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰(全国(地方農政局、北海: 及び沖縄総合事務局)で表彰された業務が対象) ・農政局長表彰、事業(務)所長表彰(当該地方農政局管内で表彰 務が対象)
				1	【加点評価点】 農業農村工学会表彰	1	1			務が対象) ・農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞) 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、 務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価

等の推進	進に係る認定の取得状況等		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)※1・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。(以下「次世代法」という。))に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)※2・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定(ユースエール認定企業)※3				業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準すものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画集了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業
業務の実施体 制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構 成員	-	-	1	右に該当しない	業務の主たる内容を再委託 する場合	様式9に再委託の記載が無い場合は、「B評価」とする。

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札(価格競争方式)】

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩手山麓地区他用地測量業務

							評価							
象 評価」	項目	評価の着目点	評価の着目点内訳 	評価点		評価点	В	評価点	С	備考				
管理技術者	者評価)	>	•	7111		7111	1	7111						
価 資格	要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の 内容	5	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者			・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年 大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土 良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試 合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事し 者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用 査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事し 務経験年数とする。				
			同等の能力と経験を有する 技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技 術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を 有する技術者	選定 しい		なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日まで年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事し場合は1年と見なす。・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有して、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者・土地は償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償士、土地は償業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に該当しない場合選定しない。				
専門技術	厚門技術力	業務執行技術力	業務執行技術力	業務執行技術力	業務執行技術 力	業務執行技術 力	過去10年間(前年度まで)の当 該業務部門の業務実績又は実務 経験(国営以外の農業農村整備 事業を含む。)	5	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、 又は当該業務部門の業務をマネジメントした実 務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コーおける分類と同一の業務
				過去10年間(前年度まで)の当 該業務部門の業務の平均成績 (国営の農業農村整備事業の み)	á 2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務 の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応し 務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。 なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。(「最近の5とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判断する。) ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位(下位)を決定する。			
			管理技術者としての成績が なく、担当技術者としての 成績がある場合(過去10年間)		-	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	_	-	のとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の表 下位グループとする。(ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点で た場合は、上位グループとする。) ・業務成績については、以下のとおりとする。 (管理技術者の場合) 業務成績評定通知に示す(管理技術者「技術者評定点」)である。 (担当技術者の場合) 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。				
			農業農村整備事業に関する継続 教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去3年間(前々年度まで) に3回以上	1	研修会への参加が過去3年間(前々年度まで) に1~2回	0	A. Bに該当しない	・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地補償業務(管理を含む。 関する研修会をいう(参加を証明する資料の写しを添付)。ただし、こ 良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。(講話 で参加した場合は、回数に含む。) ・前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への参加に影響 じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動され を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。				
専任性		専任性	1件当たり1.5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額(国営以外も含む。)	ŧ.	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額5千 万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ業務契約総額2億 円未満で、Aに該当するものを除く	-2	A、Bに該当しない	・既契約の工期末日と当該業務の公示日(令和7年5月14日)で重複: 定。				
情報収象	集力		過去2年間(前年度まで)の近 接地域で農業農村整備事業に係 る業務実績		当該事業(務)所における業務実績有り	1	当該県内(岩手県内)における業務実績有り	0	A、Bに該当しない					

最高評価点 34.5点

(選定の考え方) A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の高い者から業務内容に応じて、7位の者までを選定する。 なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全ての者を選定する。

参加表明書総括表

【別添2】 のセルのみ配入すること。

 業務類型
 簡易公募型競争入札(価格競争方式)

 業務名
 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩手山麓地区他用地測量業務

714 2	务名	a a z z z z z z z z z z z z z z z z z z	1 ファベインアント 正起手木	岩手山麓地区他用地測量	ж1л		I						
							,				業者記入	.欄	
評価項目	評価の着目点	物序の業月み中和		評 価			债 老						評点
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳 書	評 価 A	評価 B	評価点	С	请 考	例	: 〇〇コンサルタ	ンツ	業者:	名	
(企業評価)	the law life the Do at	競争参加資格の認定	AND .	1 資格登録されている	40 14	資格登録されていない							
資格要件	有其恰省登吳	双子参加具備の認定		1 具備並称でれている	逆定しない	異相豆球されていない		В	1	登録有り			A:- ,B:1,C 選定し ない
	技術者資格	当族業務部門の技術者の存在	3 土地改良経版土又はこれと同等の能力と 経験を有する技術者か2名以上であり、 土地改良経版業務管理者又はこれと同等 の能力と経験を有する技術者との合計が 6名以上存在	1 土地改良補償土又はこれと同等の 動力と経験を有する技術者が1名 以上であり、土地改良補償業務管 報告又はこれと同等の助力と名以 上存在	選定しない	A、Bに鉄当しない	土地の支持衛生と同等の施力と経験を有すら野川者とは、大学学19年 (別大・高年9年3年、長年229年) 以目標の金剛大学教育をしたの つ、土地の支持機能が開催者を開始がある場合は、土地の支持機能表帯管理 の可能が延伸に受け、受替後、土地の支持素素機能の所得を実施形式 は高年業務地の用地間を考集形式「将以上で乗り」と呼るいる。 当高年業務地の用地間を考集形に「将以上で乗り」と呼るい。 主義年業務地の用地間を考集形に「将以上で乗り」と手 工業所に採り上で移り、上で、 支票形に採り上であり、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	A	3	士 2 、 同等 4			A:3, B: , G:選乳 しなし
専門技術力	成果の確実 性	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績(国 営以外の農業農村整備事業を 含む)	2 当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1 当該業務部門の業務実績が1~4 作ある	0 #	当該業務部門の業務実績が ない	・業務実績、業務技績は、策北県政局管内における当該業務内容に応じ た業務である。 ・野部における件数は、最近の第7順に10中までよする。 ・野部に表現るためは場合は、その名で有対象とする。 ・当該業務部門とは、業務設等書本文で示す業務・ ・参加表明者のうち、C評価以外ものを対象に上位(下位)を決定す	A	2	5件			A:2, B: , C:0
		過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 綾(国営の農業農村整備事業 のみ)	2 当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位 1/2 グループ	1 当該業務部門の業務の平均成績が 参加表明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門 の業務実績がない	るものとし、対象者数が骨板の場合にあってはグループ分した原の中間 の者は、下位シループとする。(ただし、中間の者が重上位の平均成績 と同点であった場合は、上位グループとする。) ・業務成績については、業務成績許定通知に示す「業務評定点」である。	A	2	上位1/2			A:2, B: , C:0
		納品後における重大な測量又 は調査ミスの発覚等による契 約不適合の有無	-	1 右に該当しない	70	査のやり直し又は成果物の 手直しがあった	・重大な測量又は調査ミスとは、管内国営事業(務)所が発注する業務 において、当該年度より過去さか年度に用地調査等業務で境界紛争、調 畳不足等により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう。	В	1	該当しない			A:- , B:1, (-2
	地域への貢献	過去3年間(前年度まで)の 管内における地域貢献活動へ の支援	2 「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績有り	1 管内における歳地・農業用水等の 資源保全、造成性能投場を管理等は 農村環境保全、全成施設と動・選村地域 現代環境保護、 工作、荒南原地解消して企業とは が近活動を接換すして企業として動 継続的な支援実績又は災害活の家		地域への貢献に対する取組 み実績(過去3年間)がない	結婚への貢献に対する敬瑭先実務・徳島3年間)がない場合は評価とない (0評金)。 企業として素敬福服の構成員となる。もしくは五敬福間と協定を締結し、五敬福間から の活態実施の証明を大いた。5.5歳に計画する。 の活態実施の証明を大いた。5.5歳に計画する。 1.5歳と指題地域展界法のいずれかに関連するものに関る の必被展界とは、中央監制性法、山村展末法、港級展界法、港級展界法、港	A	2	有り			A:2, B: , C:0
		過去3年間(前年度まで)の 管内にほう場合 の支援(多節な動物へ の支援(多節等支払施力 金実施支援(多節等支援 (広域援動員等支援 (広域援助員等を 銀行行う (成成長期間 (成成長期 (成成長 (成成長 (成成長 ((((((((((((3 5組織以上	2 3~4組織	1 1	1~2組織	※物性原等の途、物党を批対点、山村原等点、港港法、平島県共産、最高展等法、 高級協議、高級研究との介護開場点 広祖志徳福祉に関する近日総議の組成するら考寺。広は市徳福祉計画です。市 原本を受賞を受けられたにおいて、当期に実際が生じた場合にあっては、繊維的 など養殖のが意味取かっ当時年度を除くことができるものとし、「最近3年間」を 「記念等意置が増加された年度を除く、産力3年間」と終か得えることができるもの とする。	С	1	1組織			A:3, B , C:1
		おける災害活動実績の有無	1 土地改良施設等を対象とした災害協定等 に基づく活動実績がある に基づく活動実績がある は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	3 5		災害協定等に基づく活動実 額(過去3年間)がない	高密定学院により(金融を組んせ、)。 国 (場方を開発) との間に関した土地点急速度等に係る沢富油を に基づく実際を受けて実施した富油を実施 に基づく実施を受けて実施した富油を実施 まだ地方の共和的からの実施を受ける。 お世紀からか実施した「富油を実施を付いう。 「国・地方の上海中等からの実施を受けて実施した。富油を実施 市成高能を合む)をいう。 高速数据(過去りま加)がない場合は評価とない(OFF曲)。	С	0	活動実績無し			A:1, B . 5, C:
	業務執行能 力		2 業務表彰実績(農林水産大臣表彰、農村 振興局長表彰、農政局長表彰)がある		1 3	業務表彰実績 (事業 (務) 所長表彰) がある	企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰(全国(地方震政局、北海道関 景局及び沖縄6合事務局)で表彰された業務が対象) ・農政局長表彰、事業(器)所長表彰(当該から農政局管内で表彰され	-		無し			A:2,B:
		-	1 【加点評価点】 農業農村工学会表彰				た業務が対象) ・農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術高優秀賞) 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当 該業務部門とADRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価 する。						A:1,B: ,C:0
ワーク・ライ フ・バランス 等の推進	ワーク・パウ イン、等の 推 進	ワーク・ライフ・バランス等 推進に係る認定の取得状況等	4. 東江田県ブムい呼れかの原定等を受けている。 大生の確認主における活躍を上間する 活度 (平成27年法事第46年)、(2017 生活を は、データイスのほと原文を重等) ※1 を、または何成文語が対象には、「大学に成り年法を 第120号。(2017 大会では、アメリカイスのよう)」に基 第120号。(2017 大会では、アメリカイスのよう)」に基 が、2017 に関する法律(限力) ※2 ・青少年の屋間の役益等に関する法律(限力) となる大きに関する法律(限力) にあるく認定(スースエール需定と 第2分)に基づく認定(スースエール需定を 第2分)		0 4		※1 女性選擇機業法第9条又は第12条の規策に基づく認定を受けている企業(第9条に対すらものに対して、原籍時間を助ちたばるる事を支化する。)、同意策を受けませない。 10条業を対している。 10条業を受けている企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している。 20条業を対している企業 20条業を対している。 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している企業 20条業を対している。 20条業を対している企業 20条業を対している。 20条業を対しでいる。 20条業を対しでいる。 20条業を対している。 20条業を対している。 20条業を対しでいる。 20条業を対している。 20条業を対している。 20条業を対している。 2	A	0.5	認定を受けている			A:0.5 :-, C:
業務の実施体 制	業務の実施 体制の妥当 性	再委託の内容及び分担業務の 構成員		1 右に該当しない	い選3	業務の主たる内容を再委託 する場合	様式9に再変託の記載が無い場合は、「日評価」とする。	В	1	再委託無し			A:- ,B:1,(選定し ない
<予定管理技 資格要件		技術者資格及びその専門分野	5 土地改良補償士	2 土地改良補償業務管理者	1-1		・土地改良補償土と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年						-
		の内容	3 土地改良延信士と同等の勢力と経験を有	1 土地市良越信業務管理者と回答の	#	A、Bに該当しない	(短大・裏車学23年、高快学23年)以上指面の配力と目標を有し、かっ 力、地位及時間実際管理者質的が、合体力は、土地位及機能変更管理 者の成形は終に合称し、金貨線、土地位及事業類化の用地間需要業務に 企業を事業所に対した。土地位及計画業業務に対した場合。 全域を事業所に対した。 企業を事業所の用地設定を製作に対した。 本の表示を対した。 なまる、一般である。 なな、一般である。 なな、一般である。 なな、一般である。 なななななななななななななななななななななななななななななななななななな	A	5	土地改良補償士			A:5, B , C:-
		する技術者	する技術者	能力と経験を有する技術者	定しない		している場合は1年と男なす。 土地也支持経済管理者と同句の能力と経験を有する技術者とは、大 学年19年(短大・高草年20年、高校年20年)以上相当の配力と経験を有 しかつ、土地位長事業歴紀の一般調査等業階に一年19世上従事した者・ 土地の支持機力、土地改長機関業務管理者の資格がなく、土地改長機関 本、土地改長機関業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に 該当しない場合は、選定しない。						A:3,B ,C:選 しなし
専門技術力	業務執行技 術力	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績又は 実務経験(国営以外の農業農 村整備事業を含む。)	2 当該業務部門の管理技術者としての業務 実績、又は当該業務部門の業務をマネジ メントした実務経験がある。	1 当該業務部門の担当技術者として の業務実績がある。	0 1	当該業務部門の業務実績、 実務経験がない	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード 表における分類と同一の業務	A	2	有り			A:2, B , C:0
			2 当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ	1 当該業務部門の管理技術者として 担当した業務の平均成績が参加表 明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務実績が ない	東海東線、東府成績は、東北農政局管内における当該東側内容に応じ 東第678名。 計画版「おける特別は、最近の別で順に5件までよする。 なお、5件に満たない場合は、その金でを対象とする。(「最近の児 丁」とは、本業間の参加表明着提出初に主模を判断する。) 参加表明者のうち。(日曜日以外ものを対象に上位。(下位) を決定す	A	2	81点			A:2, B: , C:0
		管理技術者としての成 績がなく、担当技術者 としての成績がある場 合(過去10年間)		1 当該業務部門の担当技術者として の業務実績がある。	-	-	11.6 には、本島の少の、配信機能はのはつきままでは関いており、それます。 ものとは、対象を数が多数の場合の、たけ、大型、大型、大型、 ものとは、対象を数が多数の場合の、たけ、大型、のでは、 と関係である。場合は、上位グループとする。 ・業市機能一ついては、以下のとおりとする。 ・電子機能一ついては、以下のとおりとする。 ・電子機能一ついては、以下のとおりとする。 ・電子機能一ついては、以下のとおりまする。 ・電子機能であり、「管理技術者と技術者特定点」である。 ・電子機能をある。						A:- , B: 1, (
		農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3 研修会への参加が過去3年間(前々年度まで)に3回以上	1 研修会への参加が過去3年間 (前々年度まで)に1~2回	0 4		・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地構模業務(管理を含 む。)に関する研修会という(参加を拡張する資料の3.6 を成付)。 たたし、土地投入機関は、土地投入機構、設計を支援を指する。 等、、「編纂として参加した自合は、回路におむ。」 ・用・投入に、を対し、「自会としている」と「第20年返記を対 が生た」と「報告ともの場合は、「過去」と「第20年返出を対象的 された年を終く進去と考別」と成分することができるものとする。	A	3	3回以上			A:3, B , C:0
専任性	専任性	1件当たり1.5百万円以上の 管理技術者としての手持ち業 務件数及び手持ち業務契約総 額(国営以外も含む。)	3 手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総 額5千万円未満	1 手持ち業務件数9件以内かつ業務 契約総額2億円来滿で、Aに該当 するものを除く	-2 A	A、Bに該当しない	- 既契約の工期末日と当該業務の公示日(令和7年5月14日)で重複を 利定。	A	3	2件 52百万円			A:3, B , C:-2
情報収集力	地域精通度	過去2年間(前年度まで)の 近接地域で農業農村整備事業 に係る業務実績	2 当該事業(務)所における業務実績有り	1 当該県内(岩手県内)における業 務実績有り	0 4	A、Bに該当しない		В	1	岩手県内における業務実績			A:2, B: , C:0
							最高評価点 34.5点		29. 5		0.0		

参加表明書

業務名称

令和○年度

○○○○農業水利事業

○○○○○用地測量調査業務

標記業務の競争入札者選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。なお、業務説明書に掲げる入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局○○○事業(務)所長 ○○ ○○ 殿

(提出者)

住 所

会社名

代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名

メールアドレス

企業の有資格者登録の有無等

項目			
競争契約参加資格者登録	有(登録番号 〇〇〇)	無	手続中

注1:有の場合は、登録番号を記載する。

注2:参加資格申請中の場合は、申請書類写しを提出する。 注3:有資格者登録の「競争参加資格の認定」を評価する。

(様式3)

有資格技術者数

資格の種類	部 門 等	所属技術者人数
(例)土地改良補償士		○名
(例) 土地改良補償士と同等の能力 と経験を有する技術者		○名
(例)土地改良補償業務管理者		○名
(例)土地改良補償業務管理者と同等 の能力と経験を有する技術者		○名

- 注1:所属技術者人数の記載は、資格の種類を重複して記載しない。
- 注2:有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者で土地改良補償業務管理者の資格を有する者については、その有効に 登録されている証明書の写しと当初資格取得時の証明書の写しを併せて添付すること。

注3:土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者について は、対象者の氏名、最終卒の履歴(卒業年次・学校名称・学科)、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面(土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの)を作成し、添付すること。

AGRIS 未登録業務の場合は、契約書の写し等、業務内容(業務名、業務概要、発注機関、履行期間、受注者、契約金額)が確認 できる資料を添付すること。

注4: 土地改良補償土と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者の判断基準は、参加表明者選定基準の<企業評価>の資格要件による。 注5: 技術者資格の「当該業務部門の技術者の存在」を評価する。

(様式4)

企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び業務成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点
AGRIS登録番号:				
AGRIS登録番号:				

AGRIS登録番号:								
			計	00件	、平均評定	点〇(). OO,	点
注2:契約金額1.5百万円 等業務内容(業務名、 注3:業務実績及び成績 なお、国営の農業制 する(本業務の公示目 注4:評定点は、業務成 注5:当該業務部門とは、 なお、業務概要に 注6:業務実績、業務成 注6:業務実績、業務成	以上の東北農政 業務概要、発 は、最近の完了 製材整備事業の 目を記点とし、[・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10か年度とし、当該年度は会に同管内における農業農村整任主機関及び受注者、履行期間順に国営の農業農村整備事業業務実績及び成績が10件に満定了業務は、記載しないこと国営のみを記入する。 説明書等で示する。 説明書等で示する。 説明書等で示する。 説明書等で示する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。 の表表記入する。	#事業に関す。 ■ 契約金額 を優先し、 にない場合 ・)。 第コード表し はする。 に応じた業	① が確認で 10件まで記 いは、国営以 における分	きる資料を添付 載する。 外の農業農村整	するこ 備事業を	と。	きで記載
大な測量・調査	ミスの発覚	覚等による契約不 通	菌合の有	無				
	項	目				有	無	
覚等により、測量 たか。	調査のや	おける重大な測量・り直し又は成果物の		-	該当あり	'n •	該当な	L
生1:該当項目に○を付i 生2:該当ありの場合は、 生3:成果の確実性のう ^t 業の地域貢献活	確認できる資料の表現である。 契約不適合の	料を添付すること。 の有無について評価する。 登(管内における 近	過去3年	三間)			(様式	Ċ 6)
優良工事(業務)	表彰におけ	る地域貢献活動の表	長彰の経	歴				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ	'名	内	容		備考	•
		L L の参加証明書、参加	1者名簿	等を添か	けすること)			
年月日	場所		地	域活動の	り内容			
		 		活動組織	哉又は活動剤	組織)	の構成員]等と
		動組織からの証明書を添付する たは活動組織名	こと)		活重	加年度	:	
/四线1	ロガルルス	1~1~1日79川上川東7日			1口男	a 口文	•	

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:地域活動に対する取組み状況は、管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型 直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。
- 注3:地域への貢献の、「過去3年間の地域貢献活動の支援」について評価する。
- 注4:企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料(表彰状(地域貢献活動)の写し、取り組み実績を証明する資料等)を添 付すること
- 注5:継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2か年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- 注6:企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員等となり行う継続的な支援 実績について、広域活動組織又は活動組織名と活動年度を記載する。その組織が行う活動計画において保全管理する区域が地域振 興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。
 - 地域振興8法とは、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法 企業として活動組織の構成員となる、もしくは活動組織と協定を締結し、活動組織から活動実績の証明を受けている場合に評価 する。
 - また、広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。広域活動組織また は活動組織としての支援内容を確認できる資料として、【継続活動実績の証明書の例】参考に添付すること
- 注7:緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から当該年度を除く ことができるものとし、「過去3年間の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間の地域貢献活 動の支援」と読み替えることができるものとする。

「継続活動実績の証明書の例」

○○活動組織活動実績 証明書

構成員(団体名等):○○株式会社

○○株式会社は○○活動組織の構成員として、令和○年度から令和○年度の間、毎年度継 続して活動実績があることを証明します。

なお、当活動組織は、農村振興8法指定地域で活動していることを申し添えます。

年月日

○○活動組織代表 署名

(留意事項)

農村振興8法指定地域で活動しているかどうかは、「農業の有する多面的機能の発揮の 促進に関する活動計画書」【活動組織から市町村に提出するもの】の(別紙1)「多面的 機能支払に係る活動計画書(第1号事業様式)2 組織の広域化・体制強化の計画部の点 線枠組内に地域振興立法の適用の記載箇所がありますので、その部分をご確認くださ

V %]

企業の災害対応活動実績(過去3年間)

災害協定等に基づく活動実績									
期間	場所	災害対応活動の内容	備考						

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:災害対応活動に対する取組み状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づ き実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応 活動実績について記載する。
- 注3:国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績につい ては、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会 員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し)を添付すること。 注4:業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について評価する。
- 注5:国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例:災害設計 書作成(○○○○業務))
- 注6:災害協定に基づかない要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国・地方 公共団体等からの要請文書等の写し、活動内容を証明する契約書の写し等)を添付すること。

(様式8)

企業の表彰実績(過去3年間)

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	ソーフ の かっせ ガノ たか) (注2)		
表彰実績(業務表章	ら、 ての他表彰等)、	LL-2)		
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容 (注3)	備考 (注4)

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。 注2:表章経験には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰経験が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。(当該業務部門とは、発注者が入札説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、 当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。)
- 注3:内容欄は簡潔にまとめる。
- 注4:備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、その他参考となる表彰である場合は、所管団体名を記載す る。

(様式9)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【該当 該当しない

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

該当 該当しない

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

該当 該当しない

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

該当 該当しない ○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしてお り、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【該当 該当しない

○「トライくるみん認定」を取得している。

該当 該当しない

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【該当 該当しない

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【該当・ 該当しない

注1:1から3の全項目について、該当するものに〇を付けること。

注2:それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

注3:「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人 の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し)を添付するこ

(様式10)

業務実施体制【再委託等について記載】

分担業務及び再委託等の内容	備考

注1:当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述する とともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

(様式11)

予定管理技術者の経歴等

たり がな 氏 名 生年月日								
所属・役職	所属・役職							
所有技術者資格〔資格の)種類、部門(選択科	·目)、登録番号、国	取得年月日〕					
過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績 管理技術者 ・ 担当技術者 (該当する方に○を付ける) 合計○○件、平均成績点○○.○○点								
業務名 業務概要 発注機関 履行期間 評定点								

AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験								
業務名	業	務概要	3		5	 実施年度	監督に おける立場 (総括/主任)	
AGRIS登録番号:								
農業農村整備事業に関す 前年度の参加回数 過去3年間(前年度3			回 (参加を証明する		写しを添付するこ 写しを添付するこ	-,	
手持ち業務の状況(令和	1 年	月 日	現在)	合計〇〇個	+	〇〇. 〇百万	ī円	
業務名		発注機関		履行期間]	契約	金額	
AGRIS <u>登録</u> 番号:								
AGRIS <u>登録番号</u> :								
AGRIS登録番号:								
注1:土地改良補償士又は土地改 称・学科)、会社内の所属部								

ついては、年月日まで記載したもの)を作成すること。

なお、様式3での証明書で準用する。

- 注2:過去10年間とは、前年度より過去10か年度とし、当該年度は含めない。
- 注3:当該業務部門とは、業務説明書等で示すAGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。
- 注4:業務実績及び成績は、契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務 の場合は、契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付す ること

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び業務成績を記載す ること。

業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、 5件まで記載すること

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が5件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、5件

まで記載すること(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)。 業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績である場合は「業務が続く(評定点)は、管理技術者としての実績がある場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業 務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみを記載すること。

注5:農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況は、自社以外の他機関が主催する用地補償業務(管理を含む。)に関 する研修会への参加回数を記載する。

ただし、土地改良補償土、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。なお、講師として参加した場合は回数に含 む。

研修を受講等している場合は受講等したことを証する書面の写しなど、研修会に参加したことを証明する書類を添付するこ

上半期(4月~9月)に間に公示する業務については「前年度」を「前々年度」とする。 また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への 参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替える ことができる。

注6:「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事し ている業務契約金額が1.5百万円以上の業務を記載すること。

なお、会計年度を跨ぐ受注業務では、当該年度の出来形予定額を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の 措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日(令和 7年5月14日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断する ため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること

注7:プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないので留意するこ

注8:技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任制について評価する。

予定照査技術者の経歴等

^{ふり がな} 氏 名	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格〔資格の種類、部門(選択利	科目)、 登録番号 、取得年月日〕

- 注1:有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。 注2:土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴(卒業年次・学校名称・学科)、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面(土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの)を作成すること。 なお、様式3での証明書で準用する。
- 注3: 当該業務における照査技術者の資格要件を確認する資料である。

(様式13)

地域精通度について

業務名	履行期間	履行場所	業務概要	

- 注1:近傍地域における過去2か年度の業務実績について記載する。 注2:地域精通度を設定した場合は、本様式を記載する。 注3:地域精通度として、過去2か年度の近接地域における農業農村整備事業の実績を評価する。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官 東北農政局〇〇事業所長 〇〇 〇〇 殿

> 住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 〇〇〇〇事業 〇〇〇〇業務

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、 業務説明書5 (2) に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び 技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 業務説明書5(2)①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係

2 業務説明書5(2)②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先					
投戦及び以右	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係			
執行役員 〇〇〇〇	000000	(株) 0000	代表取締役			
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役			
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役			

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を 記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3)該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名 簿(写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案 書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

○○事業 ○○業務 質問回答書(令和 年 月 日)

項	目	内	容(回	答)	備	考

担当窓口部署:○○○○ 担当者氏名:○○ ○○

電話番号: ○○○-○○-○○

分任支出負担行為担当官 東北農政局○○事業(務)所長 ○○ ○○ 殿

住 所:

商号又は名称:○○○○株式会社

代 表 者:代表取締役

00 00

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。